

平成31年 3月19日（火曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

平成31年3月19日(火曜日)

出席議員(16名)

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
子ども家庭課長	今野正祐君
下水道課長	花山智明君
教育次長兼教育総務課長	佐々木信幸君
教育総務課長補佐兼管理係長兼学校給食係長	伊藤雅典君
教育総務課主事	阿部圭佑君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田泉君
事務局次長兼議事調査係長	高橋美樹君

---

## 議事日程

平成31年3月19日(火曜日) 午後3時15分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

(1) 認可保育所設置・運営事業者の決定について

(2) 教育委員会における不適正な事務処理について

(3) 公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について

第4 その他

第5 閉 会

午後3時15分 開会

議長（大橋昭太郎君） ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項として3件となっております。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるようよろしくお願いいたします。

本日の全員協議会は全員出席であります。ただいまから始めさせていただきます。

まず最初に町長から挨拶をお願いいたします。

町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。本日は分科会審査で議員皆様、大変お疲れのところ、また時間ない中、議長の取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき厚く御礼を申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は認可保育所設置・運営事業者の決定について、2点目は教育委員会における不適正な事務処理について、3点目は公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効についてであります。

初めに、1点目の認可保育所設置・運営事業者の決定について、御説明申し上げます。

平成30年12月20日に取得した駅東2丁目17番10の用地に認可保育所を設置し、運営する事業者を公募したところ、2つの社会福祉法人から申し込みがありました。美里町認可保育所設置又は運営に係る土地等の無償貸与事業者候補者選定委員会から提出された意見を受けて協議、検討した結果、仙台市青葉区小松島で保育所を運営している社会福祉法人想伝舎を事業者候補者とすることといたしました。本日は事業者候補者を決定するまでの経緯と事業者候補者となった社会福祉法人想伝舎の概要について、御説明申し上げます。

詳細につきましては、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。議員の皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目の教育委員会における不適正な事務処理について御説明申し上げます。

教育委員会事務局の学校給食に関する業務について、3件の不適正な事務処理があったことが判明をいたしました。

詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、3点目の公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について、御説明申し上げます。

公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効については、町民の皆様に御迷惑をおかけし、町の信用を大きく失墜させてしまいました。町では、一刻も早い信頼回復を図るため、下

水道業務にかかわった在職職員から聞き取り調査や関係書類の再調査等を行い、原因究明を進め、再発防止対策についても検討してまいりました。この案件については、平成30年11月29日及び平成31年2月18日の2回、議会全員協議会においても御説明を申し上げてきましたが、今回報告書を取りまとめましたので、本日はその内容について御説明申し上げるものであります。重ねての不適正な事務処理については、本当におわびを申し上げたいと思っております。

詳細につきましては、後ほど下水道課長から御説明申し上げます。議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

それでは、早速3の説明及び意見を求める事項（1）認可保育所設置・運営事業者の決定についてに入ります。それでは、総務課長。

総務課長（佐々木義則君） それでは、1点目の認可保育所設置・運営事業者の決定についての説明員を紹介させていただきます。

子ども家庭課長の今野でございます。

子ども家庭課長（今野正祐君） 今野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、詳細につきまして子ども家庭課長より御説明申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） それでは、改めまして、本日は3月会議の会期中にもかかわらず全員協議会を開催していただきましたこと、まことにありがとうございます。私のほうからは駅東に誘致することといたしました認可保育所設置・運営事業者が決定いたしましたので、その経緯について御説明申し上げます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りいたしました資料の1番上でございます認可保育所設置・運営事業者の決定についてというペーパーのほうをごらんください。

こちら、まず1、概要でございますが、美里町が無償貸与する土地に平成32年4月に開所する認可保育所の整備を行い、将来にわたって運営する社会福祉法人を公募いたしました。県内にある2つの社会福祉法人から応募がございまして、美里町認可保育所設置又は運営に係る土地等の無償貸与事業者候補者選定委員会において調査、審議いただいております。

その結果が町長に対して意見書として提出がございまして、それを参考に庁議におきまして協議した結果、社会福祉法人想伝舎を事業候補者といたしました。

2、経緯でございますが、平成30年12月3日から認可保育所設置・運営事業者の公募を開始し、平成31年1月18日に公募を終了いたしました。先ほど申し上げましたとおり県内の2つの社会福祉法人から応募があったところでございます。その後、美里町認可保育所設置又は運営に係る土地等の無償貸与事業者候補者選定委員会におきまして調査、審議いただくこととなりますが、平成31年2月13日に調査、審議いただいた結果を意見書として町長に対して提出があり、受理しております。受理後、町といたしましても頂戴した意見書を参考に慎重審議した結果、平成31年3月7日に社会福祉法人想伝舎を認可保育所設置・運営事業者候補者として決定したところでございます。

その詳細について、御説明申し上げます。

まず初めに、資料1の認可保育所設置・運営事業者公募要項をごらんください。

認可保育所設置・運営事業者を募集するに当たり、町が定めた公募要項の内容でございます。

公募要項2ページをお開きください。

2、公募の概要でございますが、美里町が無償で貸与する土地9,919.14平米に平成32年4月に開所する認可保育施設の整備を行い、将来にわたって運営する社会福祉法人を公募することといたしました。認可保育施設の定員は120名といたしますが、事業者の希望がある場合は一定範囲の中で変更可能とすることといたしております。

その下の3、公募に当たっての要件でございますが、(1)応募事業者の要件として、以下アからカまでの全ての要件を満たしている法人を対象といたしました。特にアでございますが、保育事業を遂行できる十分な社会的信用、技術能力等を有し、継続的に安定した保育所運営ができる社会福祉法人であることとし、募集に際しましては株式会社や有限会社で保育事業を運営している経営主体の参入も考えられましたが、あえてこのたびは社会福祉法人に限定して公募を行った次第でございます。

(2)施設整備の要件といたしましては、アで土地の無償貸与期間を原則30年といたしました。イの貸与する土地につきましては、美里町と10年の公有財産無償貸与契約を締結するものとし、契約満了において事業を継続する場合にあっては更新することができることといたしました。ウ以降3ページのクまでが施設整備の要件を掲げております。

3ページ下の(3)施設運営の要件でございますが、開所及び運営に当たっては、当該施設が認可保育所であり、以下に定める全ての要件を満たすこととし、9つの条件を掲げました。アでは、原則として平成31年度中に補助対象となる保育施設の整備に着手し、平成32年4月1日時点で開所できることとし、イでは2ページで掲げました公募の概要の120人の定員に対して

の変更提案の限度を60%と設定いたしました。

続きまして、公募要項5ページをごらんください。

4、補助制度・補助金でございますが、(1)整備費補助金について、国の保育所等整備交付金による負担割合を示しながら、今回の公募におきましては国の要項で示す町の負担割合である12分の1にさらに12分の1を加算することにより、事業者のイニシャルコストを軽減する内容といたしました。

さらに、2、運営費補助につきましては32年4月の開設後、町独自のランニングコストを補助することといたしております。以下、公募要項を12ページまでの構成とし、13ページ以降におきましては、資料と各申請書類の様式を掲載しております。

続きまして、資料2の社会福祉法人想伝舎応募申請書一式をごらんください。今御説明申し上げました公募要項の中で定めた申請様式及び添付資料の一覧となります。

まず、1ページ目をお開きください。

認可保育所設置・運営事業者応募申請書となりますが、今回、1、施設名を仮称でございますが「食と森の保育園美里」と頂戴しております。これは、現在運営する仙台市の保育園の名称の「食と森の保育園小松島」に由来しているものと思われます。

2、予定定員でございますが、美里町が公募要項に掲げました120人には及びませんでした、その数字に近い110人の御提案をいただきました。

3、応募の動機につきましては、以下2行目以降となりますが、未来を担う子供たちの大切な保育環境の1つに自然を大切に作る、守っていく、美里町の掲げる自然エネルギーの重要性を子供たちの生活の中に取り入れ、かけがえのない地球を慈しむ心を培っていきたいと思い応募した、といただいております。

続きまして、3ページをごらんください。

こちらは、運営法人に係る概要調書となります。

次の4ページには、法人の経営理念及び保育目標が掲げられておりますが、仮称で提案いただきました施設の名称である食と森の関連ワードである自然や食べ物についての考え方が盛り込まれた内容となっております。

少し飛びますが、18ページをごらんください。

今回認可保育所設置運営事業者となった社会福祉法人想伝舎の理事長でもあり、仙台市で運営いたします食と森の保育園小松島の園長である方の履歴書です。職歴でございますが、仙台家庭保育室しかまベビーホーム、仙台保育室B型食と森の保育園しかまは、御両親が経営して

いた仙台市にあります認可外保育施設でございます。そこで長年常勤保育者として勤務しながら、途中保育士資格を取得後副園長となり、認可保育所に移行後の食と森の保育園小松島の園長となり、あわせて経営母体となります社会福祉法人想伝舎の理事長に就任しております。

続きまして、飛びますが54ページをごらんください。

今回無償貸与することといたしました土地の配置図の提案内容となります。ごらんのとおり庭園に木をふんだんに植栽する計画となっており、仮称としてはありますが食と森の保育園の森をイメージする提案となっております。少々細かい文字となっておりますが、ゼロ歳児と1歳児の部屋がちょっと離れておりまして、周辺に専用のちびっこエリアとして園庭から区切られたエリアがあるのが特徴となっております。

次の55ページをごらんください。

こちらが配置図になりますが、中央に食堂ホールがございますが、そこにまきストーブがあり、応募の動機にごさいました自然エネルギーの重要性を子供たちの生活の中に取り入れるということが実践されております。

また飛んで申しわけございません、68ページをごらんください。

認可保育所管理・運営に関する考え方を職員配置の考え方を初めといたしまして、19項目にわたって提案をいただいております。この中で74ページをごらんください。

先ほど御説明いたしました自然エネルギーを活用したまきストーブやまきボイラーの活用、さらには再生可能エネルギーの活用を図るため太陽光発電や太陽熱利用についての提案が盛り込まれております。

91ページをごらんください。

白黒で若干見にくくはなっておりますが、現在仙台のほうで運営しております食と森の保育園小松島のホームページに掲載されている内容となります。こちらの95ページ以降にございますが、1歳児から5歳児の園の1日の中で朝のお祈りやきょうの御言葉という時間が設けられております。これは、園長の御両親がキリスト教の信者であり、その意向を酌んでこの時間を設けておると聞いております。ただ、今回応募いただきました園長御自身はキリスト教の信者ではないことから、当町における認可保育施設の中でこのような時間を設けるかどうかはまだ未定だということでございます。

最後になりますが、101ページ、102ページをごらんください。

将来における施設運営に関する提案書の提出をいただいております。今回の公募は保育施設の運営に関するものですので、あくまでも参考とだけさせていただいておりますが、将来に

おいては障害者の就労支援施設や、放課後児童クラブなどの運営に関しての提案を頂戴しております。

以上が今回提出がありました想伝舎の申請書一式でございます。

続きまして、資料3、美里町認可保育所設置又は運営に係る土地等の無償貸与事業者候補者選定委員会の意見書をごらんください。1枚ものになります。

ごらんのとおり選定委員会の選定結果においても社会福祉法人想伝舎を事業候補者にするともに、選定に当たっての総評をいただいております。

続きまして、資料4、美里町認可保育所設置又は運営に係る土地等の無償貸与事業者候補者選定委員会における調査審査の経過についてをごらんください。

第1、審査概要でございますが、最終審査を1審査日時及び開催場所のとおり、平成31年2月13日に行い、同日意見書を町長に提出いただいております。

2、美里町認可保育所設置又は運営に係る土地等の無償貸与事業者候補者選定委員会委員は、ごらんの6名で構成いたしました。一番上の塩野悦子会長は、美里町子ども子育て支援事業計画策定等委員会の委員長でもあり美里町の児童福祉事情を熟知している観点から、また、磯部裕子副会長につきましては、幼児教育を専門にされている先生であり、県内の保育事情にも詳しいことからお願いいたしております。そのほか鈴木絢子委員、鈴木秀総委員、柴田修委員には各専門分野からの視点で、佐々木貴広委員は小牛田保育所保護者会の会長であり、利用者目線での御意見をいただきたいことからお願いした次第でございます。

3、公募の概要及び申請状況等は、これまで御説明したとおりとなりますが、2ページ目の審査経過についてでございますが、最終審査に至るまでに合計3回の選定委員会を開催しております。第1回目は平成30年11月28日の公募開始前であり、公募要項の内容検討を行うとともに選定評価基準の確認を行っております。第2回目は平成31年2月1日に開催し、応募事業者によるプレゼンテーションを受け、その後にヒアリングを実施しております。そして、第3回目を平成31年2月13日に開催し、評価、審査を行うとともに、町長に対して意見書の提出を行ったところでございます。

第2、審査の方法及び結果についてですが、以下のとおりとなりますが、審査事項に33の項目を設け、その累計点200点満点を選定評価基準といたしました。200点満点中120点を最低基準点とし、委員6人であることから各委員合計が720点以上であり、かつ最上位者を事業候補者とすることといたしております。その結果が4ページにございます2、審査結果であり、意見書として提出された内容となります。

大変恐れ入りますが、一番最初に御説明いたしました認可保育所設置運営事業者の決定についての1枚ものの資料にお戻りいただきたいと思います。

2、経過にございますが、平成31年3月7日の町の最終決定に至るまでの経緯につきまして若干補足説明させていただきたいと思います。

選定委員会から意見書の提出がございました翌日となります平成31年2月14日の庁議におきまして、意見書の内容及び調査審査の経過につきまして報告するとともに、応募のございました両事業者の申請書類一式をお配りし、お目通しをお願いしております。さらに、選定委員会から事業候補者として御意見いただいた社会福祉法人想伝舎に対しまして、町としても改めてプレゼンテーションとヒアリングを行いたいとの意向を受け、平成31年2月26日に社会福祉法人想伝舎から町に対してプレゼンテーションをしていただくとともに、町からのヒアリングを実施しております。その後、平成31年3月7日開催の庁議において最終協議した結果、社会福祉法人想伝舎を事業候補者とするを町として最終決定した次第でございます。

最後になりますが、3、今後の対応についてでございますが、公募要項で掲げました無償貸与することといたしました土地に関しまして、事業者候補者となりました社会福祉法人想伝舎と町有財産無償貸付仮契約を平成31年3月15日に締結しております。財産の無償貸付についての議案を議会3月会議に追加上程する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上、認可保育所設置運営事業者の決定についての説明を終わらせていただきます。何とぞ議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） ただいま、認可保育所設置・運営事業者の決定について、説明をいただきました。皆さんのほうから意見等何かありませんでしょうか。藤田議員。

8番（藤田洋一君） 最初の定員120人とするものの、60%以上というので110人に決まりましたけれども、その中で保育士を採用するんですね、人数も大体13人くらいだろうなというふうに思ったんですが、現在町で働いておられる方からその分の何人かはここに入ってくるということによろしいんですか。そこの話し合いはどうなっているんですか、雇用の問題ですが。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 職員の問題につきましては、直接町のほうからお願いして、そちらのほうに雇っていただくということは考えておりません。もちろん、現在町で働いている1年更新の非常勤の職員の方も基本的には1年更新でございますから、新しい保育所が出て向こうの採用試験を受けたいということであれば、それは町としてそれをとどめるところは何もございません。ただ、町が能動的にですね、例えば今の保育所の職員をそちらの社会福祉法

人に意図的にお願いして入れていただくというようなことは考えておりません。

議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

8番（藤田洋一君） ちょっと、中を目を通したんですけれども、仙台ですから、なかなか仙台からすぐに来るといふことにはいかないと思うんですけれども、中身的には地元採用ということもできますとこう入っているんですけれども、その件についてはやはり強く今働いている方々の言い分もあるから、町のほうでも推進をしたり、そんな話はあるのかなと思ったから聞いたんですが。（「なるほど」の声あり）働きたいという方々もおられると思うんですよ。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 私のほうもですね、新しい保育所が来てその求人が来た場合は、こういう求人もあるんだという情報は各職員には流したいというふうには考えています。ただ、これはあくまでも職員に対する情報提供であり、最終的にその職場を選ぶのは職員自身でございますし、なおさら採用に当たっては、この職員を採用するかしないかということを決めるのは採用する側の法人でございますので、その情報伝達はしたいというふうには考えております。

8番（藤田洋一君） あくまでも本人次第ということですね。

子ども家庭課長（今野正祐君） もちろんそうでございます。

8番（藤田洋一君） それからもう1点ですが、予算の中で3億7,700万円、その中の12分の1と、その辺は、町サイドの補助金のプラスというのはどういう内容。ちょっと書かれているんですけれども、もう少し詳しく。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 今回の申請書類の添付にございました3億7,700万円の見積もりは、今回の保育所を建設するに当たっての総費用でございます。ただ、国の補助に当たっては既にこの定員にはここまでだよという基準額が定められています。それが今の試算では大体2億3,000万ちょっと。そこが補助基準額です、国の。2億3,000万から上回る3億7,000万までのこの差につきましては、これは補助対象とならないことから、基本的に全額事業所負担ということになります。ですから、基本としては2億3,000万円に対しての12分の1。それが町の負担となるということになります。

議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

8番（藤田洋一君） そうすると、事業所負担が多くなるためにあとの12分の1を町で補助するという理解でいいんですか。

子ども家庭課長(今野正祐君) そうですね、上乘せしてあと12分の1をやるということです。

議長(大橋昭太郎君) 藤田議員。

8番(藤田洋一君) 人件費とか管理費とか事業費って、そのプラスにまたありますけれども、年間とか月間とか決まっていますけれども、その辺の対応もまた町独自でやるということですか。

子ども家庭課長(今野正祐君) 公募要項の6ページでしょうか、先ほど若干説明いたしました(2)の運営費補助というところで一応項目を5つほど設けて、これは町独自の運営費補助をしようというふうに考えています。

8番(藤田洋一君) いろいろヒアリングしたことですから、その中で中身をそういうふうにするにされたと理解していいんですね。それでよろしいんですね。

子ども家庭課長(今野正祐君) はい、そのとおりになります。

8番(藤田洋一君) 以上です。

議長(大橋昭太郎君) ほかにありませんか。柳田議員。

10番(柳田政喜君) こちらのほうが32年4月ですか、開園ということですがけれども、まず1つ確認したいのは、小牛田分園ですね。そちらのほうの開園にあわせて閉園するという話ですがけれども、先ほど藤田議員からありましように、保育所の方もやはりそちらの閉園に伴って新たな就職先を探すということが出てくることかと思えます。閉園するのであれば、分園を。その辺のスケジュール的なものが、例えばこちらの開園に間に合うような形できちんとお話が職員の方にできて、その方が移動がもし可能な形のスケジュールにちゃんとなっているのかどうか。そういう計画を立てるつもりなのかその辺も含めてお示してください。

議長(大橋昭太郎君) 課長。

子ども家庭課長(今野正祐君) 確かに分園につきましてはかなり老朽化も進んでいるということから、近い将来閉鎖したいという思いはございます。ただ、最終的に今の待機児童との数との整合でいえば、今回御提案いただいた1歳児、2歳児の定員枠につきましても現在18名という提案でございます。現在の分園の定員につきましては1歳24人、2歳24人、そこで1年で平均して6人の差が生じております。今回とはまた別ですが、小規模保育施設の開設なんかも進めているということもありますが、来年度に向けてその年層におけるいわゆる対象児童が何人になるかということで、32年3月をもって分園の廃止ができるかどうかというのはもう少し見定めなければならないというふうに考えます。最悪はもう1年とかもう2年ですね、分園をやらざるを得ないという選択肢もあるかもしれませんし。

議員ちょっと御心配なその職員の確保の問題にしても、単純に分園がなくなれば現在働いている方々の職場がなくなるということですから、新しい保育園にという言い方もできますけれども、現に分園、これもその時期までに廃止できるかどうかというところもございますし。ただ基本となるのは分園に今いる職員が新しい職場を求めるということではなくて、多分本所にいる職員も新しい保育園と今の町営の保育園を比較してこのままこちらに勤めようか、あるいは新しい保育園を受けてみようかという選択肢も個々人で出てくると思いますので。ただ、町としてはその一保育士がその職場を選択するに当たり、やはりそれは自由意志ですから、それを我々が押しとどめるとか、あるいはこの人を逆に使ってくださいと社会福祉法人のほうに依頼するということはありえないということです。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） 私もその部分は保育士の選択の自由なので、押しつけることはできないと思います。ただ、前に回答をもらったときに賃金を見ながら、私たちも総務のですね、委員長が申したところでございますけれども、ただ私が聞いているのは、あくまでその分園で働いている人たちが、先ほどのお話だと規模を縮小してでもやらざるを得ないパターンがあるという話もありましたし、あと、いつ自分の雇用先が何人縮小されるかわからないという不安な状況があるだろうということで、その人たちにやはり新たな選択の自由を与えるためにも町としての判断を少しでも早めて、何人残す残さない、分園を縮小する、廃止するというのを早目の判断をして、保育士の方々みんなに情報提供するべきだということを言っているわけです。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 確かに議員おっしゃるとおりだと思います。ですから、その辺の見定めをきちんと町としてしまして、意向としてはやはりとにかく分園の老朽化が激しいものですから、できれば新しい幼稚園の開設とともに閉園したいというところはございますが、とにかくその辺の人数の見定め、（「幼稚園でなく保育所ね」の声あり）ええ、保育所ですね、済みません、保育所のその辺の人数の見定めをきちんとして、あとは今働いている方がどこで働こうかというようなことがないように十分配慮してまいりたいというふうに考えます。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） もう一点、先ほどおっしゃった説明の中で気になったんですけれども、やはり町のほうでも情報を提供して民設にやってもらうとしてもですね、やはりさっき気になったのは宗教なんですね。色が出てくるのはいかなものかなと。当然、その辺に関しましては利用者の方が選択すると思いますけれども、なるべくそういうのは避けたほうがいいのか

と私個人的には思います。あくまで民設ですから、制限することはできないと思うんですけども、その辺に関してはどうなんでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 私どものほうもそれについては、一度先方に確認しております。今回応募要項の中でも4ページにあります施設運営の要件、そして（4）その他の要件のアイウエオの工ですね、こちら「利用者に対し、信教による勧誘等を行わないこと」というふうにしております。それで、現在の運営がこのようなものでしたから、御説明につきましては先ほどお話ししたとおり御両親がキリスト教徒だと。それでその御両親の意向を酌んで現在はやっているということでしたけれども、今回の美里についてはまだ未定だと。そして、なおさらこの工の利用者に対し信教による勧誘を行わないことということに抵触しませんよねという念を押しましたところ、絶対勧誘等はしませんという話は受けております。

ただ、あと実際開園するに当たってそういう時間を設ける設けないというのは、今ちょっと議員おっしゃったとおり、宗教の部分で園の一日の生活で送る部分ですから、その制限はなかなか町としてもできないかなというふうに思いますけれども。ただ、いわゆる信教の勧誘ですね、そういうことはきちんと、しないということは先方からいただいておりますので御報告しておきます。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） 念を押させてもらいますけれども、どうしても宗教というと、仏教、キリスト教といってもいろいろな宗派がございます。これ、中では近隣住民とトラブルを起こしている宗派等もございます。なので、やはりその辺、勧誘しないと言いながらも将来的にどのような形になったときでも、きちんとそういう対応ができるように体制を整えていただきたいと思います。

子ども家庭課長（今野正祐君） はい。

議長（大橋昭太郎君） 副議長。

副議長（我妻 薫君） 細かいことは別にして、まず一番最初に2ページの関係ね。応募事業者の要件ということで、直近3年間の指導監査等によりとか、継続的に安定した保育運営ができる社会福祉法人であること。これ、経験の面からいって、この法人設立してからまだ2年ですよね。（「はい」の声あり）お父さんのところで働いていたといってもこの理事長本人の経験からいって、この要件のところとの関係をどういうふうにかんがえたらいいのか。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 確かに今回の想伝舎につきましては、社会福祉法人あるいは認可保育所となってまだ1年というところでございます。その要件の部分はどう解するかというところでございますが、ただ先ほども申し上げましたが、当時の名称でいいますと認可外保育施設として7年やってきて、そこに勤務していたというところがございますが、仙台市の中でも、これは特例市とか、あるいは東京都なんかに行きますと、その市が特別に認定、認証して補助金を出す保育所というのがございます。まさしくこちらの旧前の食と森の保育園しかまにつきましては、仙台市の認定保育園B型というところございました。いわゆるただ、分類にしましてはどういってもこれは認可でございませぬので認可外にしかありませんが、そちらの経歴も結構長かったということもございまして、この部分につきましては、ある程度認可保育所としての経歴はまだ浅いものではございますが、十分認可保育室の運営ができる、信用できる社会福祉法人であるというような認識をとらせていただいたところでございます。以上でございます。

副議長（我妻 薫君） そこで働いたという経験と経営者としての経験は違うと思うんですね。先ほどの伊の「所管官庁の直近3年間に監査等により、重大な改善命令や指摘を受けていないこと」というけれども、経営してまだ1年しかやっていないのに、3年間とここでうたっているような、直近のこれくらいの期間は安定してやってきていますよという経験を言っているんだろうと思うんだけど、1年ちょっとというのは。その前は経営者として働いていたのではない経歴だと思うんですね。経歴、単なる保育士としての経験です。それは法人を運営する立場に立っての経験ではないと思います。その辺をどう判断されたのかなと思うと心配だと思います。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 確かに御指摘のとおり職域からしますと、旧前は副園長というポジションが一番上でございます。こちらの前の保育園につきましても家族経営でやってきたというところもありますし、実質上のオーナーというのはお父様、お母様であって、そこに息子さんである現在の理事長が働いていたということもございますが、そういう中で実質的に経営してきたというような裏づけもございましたので、その部分につきましては副園長ではありますが、実質的な運営者ということで我々のほうでは判断させていただいたことになるかと思えます。

議長（大橋昭太郎君） 副議長。

副議長（我妻 薫君） あと、68ページの、これは資料2のほうかな、認可保育所管理・運営

に対する考え方。ここで で職員の採用方法・確保とある。29年度新規採用3名、30年度3名という実績がありますと。それで保育士を数名採用していますと。心配しているのは、安定した正職員として採用する確認はとれているのかな。その に行くのと欠員が生じた場合、派遣会社となっているんだよね。この辺一番、派遣会社ということは採用されたところと監督するところが違って来るわけね。そうすると欠員が出た場合、すぐその派遣のほうに求めてるとするのはちょっと心配なんですけどどうなんですか。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） まず、採用実績につきましては現在の保育園が定員60名ということですので、多分フルスタッフでも20名はいないのかなと。十何名かな、十数名だと思います。そういう中でも毎年毎年その4分の1なり5分の1に相当する3名を新規採用してきたよというような実績でございます。確かに人数は少ない、これが実績かと言われますと何ともいいようのないところはございますが、ただ、この後段にございますとおり、こちらの理事長先生につきましては保育士養成学校の各非常勤の講師なんかもやっております、その辺の学校の中でもいろいろと情報を持っている方でございます。そういうルートを使いながらもいろいろ職員確保に当たりたいというふうにお話をしていたところはございます。もちろん保育所運営につきましては、仙台市から何人かやはりこちらのほうに持ってこなければ立ち上げはならないというふうな考えもあるようですし、その上で地元の採用も最優先していきたいというお話もありました。さらには、やはり新規採用職員で数名雇って、今回の認可保育所の必要となる保育士を確保しようというふうなお考えのようでもございました。

また、4番目の欠員が生じた場合の対処方法。確かに、現在我々も欠員以前にも職員が結構確保に難しい時代になっておりますけれども、こちらの富谷のほうに何かそのいろいろ保育士の派遣会社があるというふうなお話を聞いております。これはただ、あくまでも職員に欠員が生じたというような突発的な短期的なことへの対応だというふうに、私のほうは見させていただいております。十分にきちんとした職員が確保できれば安定した保育運営ができるわけですので、その辺のところのお話もヒアリングのときにお聞きしてはいますので、先の方針を我々のほうとしては信用してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（大橋昭太郎君） 最後、副議長。

副議長（我妻 薫君） さっきの宗教の話ですが、さっき柳田さんから出ましたけれども、少なくとも祈りの場ね、本人も入っているわけじゃないということなんですけれども、少なくとも祈りの場を持っているということ自体は、これははっきり宗教活動じゃないというかもわ

かんないけれども、祈りの仕方によってははっきりわかるんですね。その辺は宗教色が強まるということは子供に対してちょっと今はね、国会でもいろいろな問題がありますから。あれは個人的には、信者かもわかんないけれども、それにもつながりかねないので、ちょっと注意したほうがいいんじゃないかな。

副町長（須田政好君） ただいま御意見出ました宗教の関係につきましては、大変アンテナを立ててですね、どのような活動をされているのかは観察しながら、余りにも極端に宗教色が強い場合には、こちらのほうから注意させていただきたいと思います。

議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。福田議員。

13番（福田淑子君） 今の関連なんですけれども、宗教色が強い、弱いというのはどのようにして判断するのか。キリスト教といってもいろいろなキリスト教があるわけですよ。絶対持ち込まないというのが本来の姿だと思うんです。勧誘はしないと言っても、さっき話したようにお祈りすればもう既にそこで子供に植えつけることなので、その辺は慎重にやっていただかないとだめだと思うんですね。それはもっとアンテナを高くして、一体どういうキリスト教で、どういう宗教でやっているのか。それは一番の大事なことだと思います。ぜひこれは調査してください。（「ちょっと宗派だけ」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 先ほどキリスト教にもいろいろあるというお話でしたけれども、一応先方は宗派につきましてはプロテスタントというふうに言っております。あと、なおさら美里に来てのその方針は決まっていないということです。今回こういうお話があったことにつきましては、先方にもお話しできる機会があるかというふうに思いますので、その辺のところは話題に出したいと考えます。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） それから、職員の体制なんですけれども、万が一のとき本当に一時的なところで派遣会社からする、それはいいことではないですよ。保育所のあり方として。課長さんからそういう言葉が出るのはちょっと意外だったんですけれども。正職員を何人雇うのか、その辺は把握しているんですか、正職員。

子ども家庭課長（今野正祐君） 今回御提案がございました申請書の中にございます。職員につきましては、ページ数で申し上げますと67ページになります。67ページの上段がですね、これが今回の110人に対する必要最低基準13.8名という数字が出ています。これは皆さんご存じのとおり、その年齢期においてその人数を保育するためには何人必要だという保育基準が決めら

れています。それに基づいてはじき出した数字で、110人を運営するためには13.8、つまり14人必要だということになっています。ただ、今回の配置予定がその下になっていまして、常勤16人、そして非常勤5人、そのほかに主任保育士とあと施設長を置くという中身になっております。ですから、総勢保育士としては22名の換算になっています。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） この人数は守られるということなんですか。必ず守られる。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 今回は、先方から御提案いただいた内容で我々は審査をしています。我々というか選定委員会の。そして我々、庁の中でも。ただ、これが確実に守られるかという御質問をされますと、御提案いただいた内容はきちんと履行してくださいよというふうな申し入れはいたしますけれども、法で守られるべき人数につきましては13.8ということになりますので、経営上を考えた場合この計画どおり履行されるかどうかというのは、今のところ何とも言えないかなというふうに思います。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） ますますまだ認定になってから1年しかたっていないと。本当に実績を積んだ状態でないのではないかという疑問が返ってわくんですけれども。守られると思いますとかじゃなくて、町が今度お願いするんですから、それは必ず必要な条件として入るべきだと思うんです。

それから、看護師がゼロ人なんですよ。看護師が配置しなくてもいいということですか。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） まず保育所における看護師については必置ではないということとは事実でございます。あとその配置するしないの判断でございますが、法で必置とされたものが必置とされていなければ、行政機関としてこれにつきましていろいろコメントをつけることはできますが、法に定めていない事項について、できれば設置するべきだとか設置してほしいということは現在町ではお話ししておりませんし、できません。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） 法令に照らし合わせてこれだけは守ってくださいよと、きちんとそれは確約できての今回の決定だと思うんですけれども、その辺どうなんですか。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） 看護師の部分につきましては法で定まっていないと御説明し

ましたが、法で定まっている保育士の配置基準については、今のこちらの概要書のとおりきちんと13.8名に対して22名配置するということになっておりますので、この辺につきましては我々は、いいというふうな判断をしたわけでございます。

看護師の部分につきましては、繰り返しになりますが法で定まっていない以上、運営事業者の選択というようなことにしかならないというふうに考えております。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） それからこの資料4の一番後ろの審査結果の選定に当たり点数がありました。この項目ですね、761点、822点という差が出ているんですけども、この主な項目、そういった点数が書いてあると一番わかるんですけども、二者がどれくらいの差で、どこが一番どうだったのかというのは、これは一覧をいただけないんですか、点数の。合計点の項目ごと。

子ども家庭課長（今野正祐君） はい。あと項目につきましては、今の、あっ、よろしいですか。

議長（大橋昭太郎君） はい、どうぞ。

子ども家庭課長（今野正祐君） 項目につきましては資料4の2ページ、後段にございます審査事項は次のとおりと掲げました、以下（1）の以降2ページ、3ページ、4ページにわたる33項目になります。

議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

13番（福田淑子君） 失礼しました。ただそれは、この点数が幾らなのか。柏木福社会と想伝舎の。これについての一覧表はいただけないんですか。

議長（大橋昭太郎君） 課長。

子ども家庭課長（今野正祐君） それでは、各合計点のみということであれば御提出させていただきますか。

13番（福田淑子君） この三十何項目という、一つ一つね。

子ども家庭課長（今野正祐君） はい。

13番（福田淑子君） はい、では確認します。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、認可保育所設置・運営事業者の決定については以上といたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時10分 休憩

---

午後4時17分 再開

議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。よろしいですか。

それでは、（2）教育委員会における不適正な事務処理についてに入ります。総務課長。

総務課長（佐々木義則君） それでは、2番目の教育委員会における不適正な事務処理についての説明員を紹介させていただきます。教育委員会教育次長兼教育総務課長の佐々木信幸でございます。

教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 同じく教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長の伊藤雅典でございます。

教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長（伊藤雅典君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 同じく教育総務課主事の阿部圭佑でございます。

教育総務課主事（阿部圭佑君） 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、内容につきまして教育次長から御説明を申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 本日は教育委員会の不適正な事務処理についての報告のため、議会全員協議会を開催いただきまして、どうもありがとうございました。説明の前に、実はきょう本日、教育長も参りまして説明をさせていただく考えでございましたが、本日町内小・中学校に関する教職員の内示の日となっておりまして、各小・中学校の校長先生、それから北部教育事務所との調整等がございまして、教育委員会を離れられないような状況でございましたので、大変申しわけありませんが欠席とさせていただいております。本日私から説明をさせていただきたいと思っておりますので、御容赦願いたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。この資料ですね、当日配付となってしまいましたので、皆様本日、たった今お目通しいただいているところでございますので、内容については文書を読み上げる形で説明をさせていただきたいと思っております。

教育委員会における不適正な事務処理について。

1. 不動堂小学校給食運搬車購入代金の未払いについて。

( 1 ) 経過。

平成30年10月ころ、給食用備品取扱業者から、美里町から発注されて既に平成30年4月に納品をした、学校給食用運搬車の支払いが未払いである旨の連絡があり調査を行いました。

当時担当しておりました前学校給食担当職員に対して、10月下旬に聞き取りを行い、報告を求めたところ、学校給食運搬車の購入代金が未払いであることが11月13日で文書で報告がございました。

( 2 ) 概要。

平成30年度から不動堂小学校の1年生の学級がふえるため、平成29年度中に給食運搬車等の備品を購入する必要がありました。

しかし、給食センターの電気料、また中学校のガス代等に不足が生じたため、本来であればここは3月補正で議会に御承認いただいて予算を計上するべきだったところ、それを失念していたということで、不足が生じてしまったということで、備品を購入するための予算を流用し、電気料及びガス代を支払ったということで、平成29年度中に給食運搬車を購入することができなくなってしまったという状況でございました。

その後、平成30年度4月に購入したにもかかわらず購入代金7万200円の支払い処理を怠り、給食運搬車の購入代金について未払いとなっております。

( 3 ) その後の対応でございます。

未払いとなっていた給食運搬車購入代金については、平成31年1月31日に取扱業者に謝罪を申し上げ、新たに請求書を発行していただきまして、平成30年度の備品購入費の予算、これはもともと30年度中に購入する備品用の予算でしたので、それは既に代金として支払った後でございましたので、発覚したのがですね、予算が30年度中の備品購入費の予算も既にないという状況でございましたので、他の予算、修繕費等から予算を流用しまして、平成31年2月14日、7万200円を支払ってございます。

大きな2番です。平成29年度腸内細菌検査委託料の未払いについてです。

( 1 ) 経過でございます。

平成30年7月1日付で人事異動がございましたが、その異動後に前学校給食担当職員が未整理で残っていた書類の中から南郷学校給食センターにかかわる職員の腸内細菌検査委託料について、平成30年2月、ですから平成29年度のもので、2月実施分の請求書を発見いたしました。平成30年9月前学校給食担当職員から南郷学校給食センターにかかわる職員の腸内細菌検査委託料について、平成30年2月実施分2,721円が未払いである旨の報告を受けました。

( 2 ) 概要です。

平成30年5月、連休明けと聞いておりますが、前学校給食担当職員が平成29年度分の支払い状況を確認した際、2月分の支払いが抜けていることに気づきました。それで、委託業者に再度請求書を要請しました。そのとき既に、すぐ支払われておれば出納検査期間中に処理できたんですが、ところが平成29年度の精算処理あるいは平成30年度の賦課業務等に追われまして、支払い事務を失念してしまったというものでございます。

( 3 ) その後の対応ですが、未払いとなっている腸内細菌検査委託料につきまして、平成31年1月31日に委託業者に謝罪を申し上げまして、平成31年2月14日、もちろん29年度の予算で払うということはもうできませんので、平成30年度の予算の職員腸内細菌検査業務委託料の予算から過年度支出ということで2,721円を支払ってございます。

大きな3番です。平成28年度学校給食の督促状発送についてでございます。

( 1 ) 経過です。

平成30年の12月、現在の学校給食担当職員が学校給食費の未納者に関する督促状の発送履歴について確認するため書庫を探しましたが、平成28年度分の督促に関する簿冊が見つかりませんでした。文書管理システムで起案状況を確認したところ、平成28年度の8月、9月、11月の3回分の文書はシステム上確認できましたが、それ以外は確認できないという状況でした。

その後、前学校給食担当職員に口頭で確認しましたところ、平成28年度から学校給食費が公会計化され業務が多忙になってしまい、正規の文書の起案を経ずに督促状のみを発送していたということがわかりました。督促状については毎月発送していたという進捗状況でございます。

( 2 ) 概要です。

現学校給食担当職員が、前学校給食担当職員からパソコン内の督促状発送者のデータの所在を伝えられ、その場所を探しました。一部のデータは見つかりましたが、12カ月分全てのデータは残っておりませんでした。

平成30年12月12日、現学校給食担当職員が調査したところ、前担当者が残っていた文書の中から督促状の起案文書がつづられた簿冊を発見いたしました。文書管理システムに登録されておりました3カ月の分しか、やはり残っていないという状況でございました。

平成30年12月19日、前担当者自身が教育総務課に来て調査を行いましたところ、平成28年度の督促状発送者に関するデータをパソコン内で発見できました。しかし、督促状の発送に関する文書はやはり確認できないという状況でございました。

現担当職員も前担当職員が残っていた書類や書庫等を調査しましたが、起案された文書は

見つかっておらず、平成28年8月、9月、11月分以外は文書決裁を経ずに督促状を発送したものと考えております。

(3) その後の対応ですが、南郷庁舎の町民窓口室で管理をしております郵便発送簿というのを調査して確認をしましたところ、毎月21日前後に教育総務課の番号、これは15番という番号を使ってありますが、15で発送している郵便の履歴がありまして、おおむねパソコン内のデータ件数と近い数字になっております。このことから、起案文書が残っている平成28年8月、9月、11月以外の月分についても、前担当者からの報告どおり毎月督促状は発送したと考えております。パソコン内のデータをプリントアウトし、紙ベースで残すことで督促状発送の記録として保存することとしております。

大きな4番目。この3つの案件を踏まえての再発防止策でございます。

(1) 適正な予算管理及び執行。

毎月予算執行状況を把握し、適正な管理を行います。過不足が生じる場合は速やかに財政担当と調整し、補正予算計上等の処置を行います。

請求書については、收受した日または翌日には支払い手続を行う習慣を身につけるようにします。支払い事務がおくれがちな職員に対しては、周囲の職員が声をかけ合うようにいたします。

業務委託や物品購入の契約事務については、現在総務課で実施している「契約事務の課内検査」の「契約事務チェック表」を使用しまして進捗管理を行い、作業の漏れがないように確認をいたします。

管理職、課長補佐、係長が責任を持って定期的にこれらの確認作業を行うように徹底いたします。

(2) 適正な文書管理。

書類の整理整頓が不十分であることが、支払い遅延等の不適正な事務処理の発生原因につながることから、職員は常に整理整頓に心がけ、未処置の書類は明確にし、処理後の書類は速やかに簿冊別にファイルにつづることを徹底いたします。

また、管理職、課長補佐、係長は常に職員に声がけをし、定期的に文書整理が行なわれているかを確認します。

(3) 適正な業務管理。

職員は年度当初に年間の業務スケジュール、月初めには月間の業務スケジュールを作成し、業務の進捗状況を常に把握するようにいたします。

その結果、業務が一時的に集中して多忙になる場合は、係内または課内で調整し、できるだけ業務負担の平準化を図ります。

現在、総務課が取り組んでいる業務管理リストを作成し、課内で情報共有をしながら進捗管理を徹底してまいります。

(4) 法令等の自己研修と町職員としての自覚。

町職員としての自覚を持ち、日ごろから自己学習を心がけて法令の知識を身につけ、法令順守に努めます。特に担当する業務に係る法令については確実に習得するようにします。

また、町民の税金によって支えられていることを日ごろから強く意識し、町民に対して責任ある仕事をするように心がけます。

以上で報告を終わります。このたびこのような不適正な事務処理が起こってしまいました。また、平成28年度からの事務処理ということもありまして、それまでこの期間、わからないまま放置されていたという事実がございます。今後このようなことが起こらないように課内でもきちんと職員に指導して、徹底してまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 私が指導監督の立場にありながら、このようなことが起きてしまいました。退職した者ではございますけれども、当時の責任を深く感じております。大変申しわけございませんでした。（「これは1人の人ですか」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） ただいま教育委員会における不適正な事務処理について、説明をいただきました。皆さんのほうから意見等何かありませんか。柳田議員。

10番（柳田政喜君） まず3月補正前に計上する必要があったのを失念したということですが、なぜその時点で気づかないのかというのが不思議ではないです。というのも、本人だけがわかっているならば、こういう備品購入費を流用してしまうのが可能なのかということも疑問に思うし。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） この備品は30年の最初の学期のスタート、4月10日の日に給食が始まるわけですが、そこまで購入するという形で、29年度備品に予算が、もし残があればということですが、なければ30年度で対応するという形で考えておりましたが、その29年度予算で購入しようとしたときにですね、また違う請求書がきた。それをもう一度光熱水費等を計算したところ完全に足りなくなったということでございましたので、その備品購入費を需用費のほうに流用して、まず早くこのガス代を払うということで払いまして、30年度での備品購入費で対応す

るという流れに私のほうが指示しました。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） 要はこの部分で3月補正予算で計上する必要があったのに失念というところに関しては、教育委員会全体のことですか。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 補正予算につきましては、予算の執行状況の細かいところは全体で把握することはありませんで、担当者のほうで見誤ったというところで足りなくなったというところでございます。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） 足りなくなったんじゃないで、3月補正予算に計上する必要があったのに失念という部分に関しては、ということです。だってそう書いてあるんだから。自分たちで書いてきてその部分がどうのこうのというわけじゃないでしょう。だからこれは、担当していた職員だけでなく教育委員会全体での失念だったということでしょう。その結果、4月に購入することがずれこんでしまった。当初予算に計上、例えば計上するにしても4月にずれ込んだ。

議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 本人からの意見の聞き取り、あるいは報告文書の中で失念をしたという報告でございました。3月時点までの見込みを立てて、光熱水費が不足する分をあらかじめ確認し、3月補正予算で計上するという行為が必要だったものをしないでしまいましたということで、結果的に3月末で支払う光熱水費が不足してしまったという報告を受けております。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） ちゃんと説明してもらおうとニュアンスが違ってくるんだな。あくまで要するに教育委員会の人気がづかなかつたと。だったらそれはそれで、これを失念したというのも、要はその職員がこの部分を流用したことを隠していたというか、表に出さなかったために失念したという。

議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 済みません、失念の意味合いがもしかすると私が言ったのはちょっと違うのかもしれませんが、本来はその3月までの見込みを立て、補正予算を立てて支払業務をしなければならない。その部分を失念してしまって不足するということ

見落としてしまったというふうに私はちょっと捉えています。そういう意味でお話をしました。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） それで他者の購入費をそちらのほうに使ったから足りなかったということですね。失敗はそこで初め出てくる、教育委員会でそれに気づかなかったということですね。先ほどの支払いに関してもね。ただ、こういう代金の支払い、現金の収受に関して、当然上のほうも、業者の判ことかですね、それが来ないことも気づかなかったということ。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 光熱水費ですか、光熱水費流用する場合には私も決裁します。これは光熱水費のほうが当然優先されますので、これを先に払うということで私のほうが指示して、これは29年度として払いなさいと。そして、30年度について備品購入、4月に入ったらすぐこういう手続をとって購入しなさいという指示を出しております。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） でもそこまでは課で確認して流用することまで指示はしていたと。その時点で失念していたということにはもう気づいていたということで、その時点で職員に対してのきちんとした指導はしたんですか。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 既に3月議会の補正を終わってしまいましたので戻れませんでした。実はたびたびですね、こういった予算の執行については厳しく管理するように話をしておりました。

10番（柳田政喜君） この時点ではしたんですか。

副町長（須田政好君） この時点では叱ったかとは思いますが、とりあえずまず今後気をつけるようには指示しております。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） たびたびこういうことを起こしているということだったんですけれども、だからそれだったらきちんとした、その辺は指導をしてその後のこういうことに関してもチェックしてほしかったなと思います。

議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

10番（柳田政喜君） あともう一つなんですけれども、2点目ですね。

議長（大橋昭太郎君） まとめて、ほかの人もいますので。

10番（柳田政喜君） 2点目なんですけれども、2点目のほうで今の概要のほうで聞いていて

思ったんですけども、そちらのほう、概要のほうを聞きますと、委託業者に再度請求書を要請したというんですね。すぐに支払うべきってこれを、これ1人の人になっているのね。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） はい。自分で確認したということです。

10番（柳田政喜君） ああ、そうか、ごめんなさい、これは勘違いした。わかりました。いいです、次の方をお願いします。

議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。手島議員。

6番（手島牧世君） 1つ目が、事務に関してのその後の対応があるんですけども、職員に対しての対応はどのように行ったのか。

そしてまた、以前も別件でお話ししているかと思うんですけども、こういったことをやってこういった結果になったという報告書が上がってきているのかどうか。3点目が再発防止策に関して、これっていうのはこれをやっていなかったから今回新たに行うのか、それともこの中の一部新たに行うことにしたことがあるのか、そちらのほうをお聞きします。

議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

総務課長（佐々木義則君） まず1点目の報告に関しましては、教育委員会から不適正な事務処理についての報告が上がってきております。それに基づきまして、これは前担当者は7月の人事異動で異動しておりまして、現在町長部局というようなことで、この3件について本人からこのことのでんまつ等の部分についても聴取して、処理をしているというところでございます。

議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 職員に対する指導という御質問ですが、これはその対象となる職員に対するという意味でしょうか。それとも課内の職員という意味でしょうか。

6番（手島牧世君） 今回の担当職員。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 私のほうからは、この事案が発覚したというか判明した時点では、教育委員会の職員ではございませんでしたが、そこは垣根を超えてですね、前の上司でもありますので、今後このようなことがないようにということでお話はいたしました。なおさら、今回の原因の1つでもありました書類の整理ですね、教育委員会のほうで異動後もまだ書類が残ったような状態もございましたので、それをきちんと整理するようにという指導も含めて職員にはお話をさせていただいたところです。

それから、改善策という中でこれをやっていけば起きなかったのかという部分ですけども、これがきちんとできていけば、やはりそれは防げたなというのはございます。

それと、今回の改善策の中で新たに加えているものというのが、(1)の後段のほうにありますけれども、契約事務チェック表というチェックの仕方ですね。これは通常備品購入や委託契約などをする場合、一番最初に事業の実施伺い、それから課内での指名委員会、それから見積りの徴収、それから契約、契約の報告、そういった一連の書類が発生します。それをきちんと順番立てて一つ一つされているかというのをチェックする表なんですけど、これは新たな試みとして総務課と副町長が中心になりまして、今年度中ですか、1月からですね、1月と2月にかけてこういった手続の確認をするという手法をとっておりますので、それを今後も引き続き行いまして、そういった契約等の事務が抜けないように、怠らないようにきちんとなされているかというチェックは引き続き行っていくと。

それから(3)に出てきます業務管理リストですが、これも新たな全庁的な取り組みとして副町長と総務課で行っております。それも2月から行っておりますけれども、これは係ごとにその毎月の業務完了、あるいは年間スケジュールというのは大体各課でみんなつくっておりますけれども、それに加えて月ごとの業務スケジュールをきちんとしているかどうか立てまして、事業ごとあるいはイベントなどがあった場合ですけれども、その進捗度合いをその項目立ててつけていくという作業があります。それがそれぞれ一人一人のファイルではなく、課内の全員が見られるファイルの中に存在しておりまして、全員が見られる状態になっているということで、本人以外の者も管理職も含めて確認できますので、進捗状況を確認すると。おくれているようであれば指導なり理由などを聞いて他の職員の応援を要請するとか、そういった形で行うというような取り組みを新しい取り組みとして今回ございます。平成30年度から一応試行ということでの取り組みですけれども、31年度から全面的な実施ということになりますので、この表の管理については新たな取り組みとして今後も行っていくということでございます。

議長(大橋昭太郎君) 手島議員。

6番(手島牧世君) まず最初の報告に関してなんですけれども、聴取しているということで紙ベースとか、本人記載でどういったことをやってどういったことをしてしまったといった内容のものが上がってきているかどうか。例えば、ミス、トラブル報告書という形できちんと記載されているのかどうか。要は、報告書として本人がこういったミスをしましたという本人記載のものというのは。

議長(大橋昭太郎君) 総務課長。

総務課長(佐々木義則君) 本人からはてんまつ書という形で、いわゆるこういうことをやってしまったというようなこと。そして本人自身も再発防止に努めるといった部分について、文

書にていただいております。なおさらそれをもとにしまして、こちら側も本人に対してヒアリングを行って、今後の再発防止という部分については指導しております。

議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

6番（手島牧世君） 最後に1点。今回新たに行うというものは大きくは2点、契約事務チェック表及び事務管理リストになるかと思われます。それ以外は今までやってきている、やらなければならないというところだと思っておりますけれども、それに関して。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 今回の3件の事務につきましては、このような教育委員会のほうで再発防止を進めたいと。それ以外にもですね、今前にもお話ししましたように、このような不適正な事務が発生しないために、いろいろなところを行っていかなくてはならないと思います。しかしこれが起きたからやるというのは、もう既に時遅しでございます、本来であれば前もってこれをきちんと組織としてやらなければいけないものであるというふうに認識してございます。

議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。千葉議員。

14番（千葉一男君） 対策についてなんですけれども、何かこれを見ているとね、まず対策のほうなんですけれども、課長、係長が責任を持ってという文章とかね、定期的にこれらの確認作業をすとかありますけれども、確認しなくちゃならないものがまず特定されていない。例えば、伝票が問題なのかということですね。当然伝票が入るときに、それは間違いなく入りましたという印がないといけません。それをナンバリングかなんかしていったらいいんじゃないかと思うんです。そうすると、そこで相手から来たときだって何番の発注書の支払いがありませんということがお互いすぐそこでできるわけです。ですから、こうした伝票の管理とかね、そして受ける人と、それを現物をあねする人と分けないと、これは組織的にチェック機能が働いていないんじゃないかと思うんです。だから、ここのところは注意するのはもちろん今までもしていたと思うんです。だけれども、それをきちんと間違いなく工程に、チェックというのはたまにチェックするというのではなくて、この仕事は工程にして仕事の工程の中の1つとしてやらないといけないようにしないと、この、何かこれだけではさ、えらく心配なんです。というのは、前に水道でも同じ伝票が机の中にたまっていたという問題が起きて、多分出ていたと思います。僕の記憶ではね。だから、内容としては物すごくケアレスミスばかりなのね、これを見るとね。やはり工程に大事なところを、課長、係長さんが毎日毎日そういう気持ちでピリピリして、チェックする人はチェックするものすら明確でないわけですよ。ただ、日にち

がインターバルにするのはできるけれども、伝票だったら間違いなく全部発行されてなっているかという、注文書から受ける納品書なんですね。そういう感じにしないといけないと私は思うんですけれども、実態はそうなっていますか。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） その実態はですね、各担当が請求書を受けて流すというふうにしています。なので、多くの課はそのようにしています。私も教育委員会にいたときそれぞれ係があって、そういう担当がいて、それぞれ来た請求書はその各課に、それで担当が保管して支払い順にするという流れでやっていましたが、今千葉議員さんからお話がありましたように、その請求書の管理について、課1つで、例えば刺す物があったら全部刺して、課長が遅れていないか管理して、そこから担当者がそれぞれとって支払いするという形で、その請求書の一元管理のこれからは各課それぞれ現状がちょっと違いますので、一元にしたのと二元にしたほうがいいのか、それは状況を見ながら準備したチェック表で請求書の管理を徹底していきたいと思います。

議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

14番（千葉一男君） 要するに伝票を探し出す、どうやってその伝票に管理の情報をつけているかということなんですけれども、ナンバリングをしながら行けばね、何月何日にやっているから何月何日の注文書、何月何日の請求書、納品書とわかるわけですよ。それを分けてその伝票管理して、実態をチェックして次の人にリレーしてやるというようなことが仕組みとしてできあがらないとね、なかなかいっぱいありますからね。その手で持って帰るやつがあるんだと思いますけれども、現実はその情報を管理する仕組みをきちんとつくりたい。なかなかまた、同じようにね。前に起きたばっかしですよ、これ。私の記憶ではですよ。そこら辺のことをちゃんと、どういうふうに。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 御指摘いただいたとおりでございます。徹底して管理に努めていきたいと思います。

14番（千葉一男君） お願いしますよ。これは今まで、何度も起きた、同じようなことを全く。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田議員。

1番（吉田眞悦君） まず最初、確認からさせてください。今回この教育委員会の会計処理で、3件の事務の仕方がまずかったというようなことなただけけれども、これは同じ職員1人の人が3件やった、やったと言うとなんですが、1人の方がこういう処理をしてしまったということ

でいいんですね。

議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 同一の職員でございます。

1番（吉田眞悦君） はい、そしてこの方については、過去にもあった方なんですか。初めてこういうことになったんですか。

議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 過去にも不適正な事務処理があり、処分をされていると認識しております。

議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

1番（吉田眞悦君） 実はね、何で今それを聞いたかというのは、きょううちのほうの総務、産業、建設の分科会やりました。その中で、自分の健康管理とかについてね、まずうちのほうの委員会の皆さんから、非常に職員を思って健康管理について2時間もいろいろな話をしたと。それにもかかわらず、残念ながらごくごく少ない数の職員であろう、まずあるんだろうけれども、そのところは正直残念だったなという思いは正直私は今しています。

それで、美里町の職員の皆さん一生懸命やっているということは、皆さん理解はしている。ただ、そういう不適正な事務、余り言葉で言いたくないんだけど、そういう中で結局は不適正な事務の恥の上塗りなんだな、はっきり言って。余りそういう言葉は使いたくはないんだけどもさ。

だから、私も議長のときに、能力のない議長、ばかな議長って再三言われてきたけれども、ただ、本当に能力の問題もあると思う、正直。事務処理に対して。だから、ここで書かれているのは、学校給食費が公会計されたことによって業務多忙のため正規の手続をとれなかったなんていうようなこともあるようだけれども、そういう中でまずこういう事態が起きてしまったこともあるんだろうけれども、やはり課長を筆頭としてきちんとした、今までも何回も対応策という言葉が言われてきたけれどもね、職員そのものが自覚していないからこういうことが起きると思うんです。浸透していないということなんです。だから、そのところはきちんと対応してほしいなというふうに思います。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） 御指摘いただいたとおりだと思います。そして、事務のほうからそういった内容を考慮しまして、町長のほうと協議しながら4月以降の人事におきましてもかなり限られた人材ではございますけれども、適材適所に努めてまいりたいと思います。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

9番（山岸三男君） 今、吉田議員の言ったことに尽きるんですけども、毎回ね、3、4ページに再発防止のことをいろいろ書いてあります。実際ですね、課長さんとか管理職、係長は常に職員に声がけをする、定期的に文書整理が守られているかを確認しますって、大変いいことなんだと思います。せっかく職員が対応しているのに、わざわざさらにこういう対応することというのは、二重三重の手間暇がかかることなんですよ。何のために職員を置いているのかということになるとと思いますが、これはある意味一部の職員のことなんでね、町職員全員がそうではないので、本当に一人二人の話の世界なんだけれども、結果的には本人の資質や能力にかかわってくると思うんです。余り皆さん言わないけれども、現実的にはそうだと私は思っています。そこに適正配置、適正な職員の配置ということも当然考えられますよね。

それで、私が一番言いたいのは、業者さんに6カ月も支払いしない、さらに請求書を出してくださいと請求書出してもらったにもかかわらずまだ1、2カ月おくれるという、二重三重の不便をしているわけなんですよ。俺も商人だから、業者の立場からしたら何じゃらほいと。普通は公共団体は支払いなんてもう決まっている。請求書を月末に出すと次の何日後には支払われるんですよ、普通。普通はです。それが普通だと私はそう思います。何回もこうやって同じようなことをしている、物すごく信頼を失っている。職員に対する信頼、町に対する信頼、美里町ってこういうんだやって業者さんから伝わっていく。愚痴みたいな話になってくるんだけれども、ぜひね。毎回毎回、全員協議会開いて説明して、大変だと思うんですよ、皆さんもね。ぜひ再発防止に一生懸命頑張って努力してください。そんなふうに思います。以上です。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、教育委員会における不適正な事務処理については以上といたします。

すぐ（3）に入ってよろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、（3）公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効についてに入ります。総務課長。

総務課長（佐々木義則君） それでは、3番目の公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効についての説明員を紹介させていただきます。

下水道課長の花山智明でございます。

下水道課長（花山智明君） 花山です。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは早速、報告書の内容について、下水道課長から御説明申し上げます。

議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

下水道課長（花山智明君） それでは、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効にかかわる件について、御報告申し上げます。

冒頭、町長が申したとおり、この案件につきましては、平成30年11月29日と平成31年2月18日の2回にわたって議会全員協議会で御説明させていただいておりますので、本日はお渡ししている資料、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権に係る不適正な事務処理に関する報告書に基づき、主にヒアリングの結果等による今回の事案が発生した要因についてと、改善策及び再発防止策について、説明させていただきたいと思います。

資料の1ページをごらんください。

概要ですが、公共下水道の受益者負担金は、農地等については宅地等として使用するまで、受益者からの申請によって徴収を3年間猶予することができ、再度徴収猶予の手続を行えば、さらに3年間延ばすことができます。

しかし、再猶予申請がなかった場合は受益者負担金の納付書を発行し、負担金を徴収しなければならないにもかかわらず徴収の事務処理を怠り、適正に事務を行わなかったため、平成7年度から平成24年度までに発生した公共下水道受益者負担金の一部において、既に時効が成立していたことが判明いたしました。また、既に時効が成立していたにもかかわらず、その後宅地等に転用された際に負担金を徴収していたこともあわせて判明いたしました。

2番目の経過でございますが、平成29年6月に開催された研修会に参加した職員が、受益者負担金の講義で時効等の話を聞き、本町の徴収猶予事務手続に疑問を持ち調べたところ事務手続の不備が確認されました。平成29年7月から平成30年10月まで調査を行い、その結果、191件、6,586万2,890円の徴収猶予債権が既に時効が成立していること、16件、196万7,650円が時効成立後に徴収したことが確認され、平成30年11月29日に開催された議会全員協議会において報告いたしました。

原因の解明及び今後の再発防止の検討のために、職員21名に対し下水道業務の業務状況等についてヒアリングを実施し、このヒアリングの中で関係職員の証言から平成16年度、平成18年度、平成19年度、平成24年度及び平成28年度において、事務手続を適正に行っていなかったことが判明しました。また、これらの証言を裏づける事務手続の簿冊が一部不存在になっていることが判明したため、再調査を行うこととしました。

平成31年1月に再調査が完了した結果、平成17年度及び平成22年度の関係書類を発見し、最終的に時効が成立している徴収猶予債権は179件、6,425万5,900円。時効が成立しているにもか

かわらず徴収したものが8件、131万7,170円あることが確認されました。

時効成立後に納付された受益者負担金については、平成31年2月中に相手方に対し事情を説明し、還付手続を行いました。また、公共下水道の受益者に対し、平成31年3月24日に説明会を開催し、概要を説明することといたしました。

3番、時効が成立した公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権及び時効が成立しているにもかかわらず徴収した受益者負担金の内訳については、5ページの資料のとおりでございます。資料の2ページ、3ページをごらんください。

4番、今回の事案が発生した要因について。

今回実施した関係職員のヒアリングの証言等から、6つの問題点が挙げられます。

1点目、サービスに違反した不適正な事務処理。本来職員の業務は、法令等に基づいて全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する義務を負っているにもかかわらず、職員としてコンプライアンス意識の欠如がありました。

2点目、職員の基礎的な知識の欠落。当時の担当職員は、受益者負担金徴収猶予の事務手続について、3年ごとに再猶予申請手続が必要であるとは認識していたものの、公共下水道に接続する際の手続で確認できるため、下水道に接続されるまで受益者負担金の納付書を発送しなくてもいいという認識で事務を行ってしまい、再猶予申請手続が債権の時効につながる業務であるという認識はありませんでした。徴収猶予の更新手続を行わないと債権の時効が成立することは、平成29年度の人事異動により担当職員が変わり、研修会に参加するまで下水道業務にかかわった職員全員が知らなかったというのが現状であり、職員の基礎的な知識の欠落があったものです。

3点目は、課内での情報共有の不足。下水道担当部署では、当時から総務・庶務担当と施設整備・管理担当は業務のつながりが余りないため、施設整備・管理担当は受益者負担金の徴収猶予の制度があるとの認識はあったものの、事務にかかわることはほとんどありませんでした。また、平成15年度から下水道受益者負担金システムが導入され、課内での情報共有がされることなく担当職員1人で事務を行うこととなったことも大きな問題の1つです。

4点目、上司の管理・監督体制の機能不足。受益者負担金の事務手続については、担当職員の業務経験が長いこともあり、問題なく業務を実施しているものと思い込んでしまい、管理・監督すべき上司のチェック機能が働きませんでした。

5点目、文書管理の不備。受益者負担金徴収猶予の事務手続書類については、その性質及び内容から永年保存しなければならないと考えられる書類であるにもかかわらず、今回の調査に

より平成12年度から平成15年度までの事務手続の簿冊が所在不明となっていること、平成16年度以降についても関連書類が適切に簿冊に整理されていないこと、及び保管すべき場所に保管されていなかったことが判明しました。また、平成12年度から平成15年度まで事務手続の簿冊は結果的に発見できず、既に処分してしまったと思われます。

6点目、不十分な事務の引き継ぎ。平成16年度に配置された担当職員は、その後平成28年度までの13年間、1人で賦課徴収業務を行うことになりましたが、今回の受益者負担金の事務手続などに関して前任職員から十分な引継ぎがなされていなかったと証言しており、事務引き継ぎについても十分でなかったと思われます。

資料の4ページをごらんください。

5番目、改善策及び再発防止について。「職員一人ひとりが自らの職責として行うべきことを、法の下に正しく行う」を基本理念とし、不適正な事務の管理及び執行を防止するために対策を講じます。

1番目。内部統制の強化及び研修の充実。地方自治法等の基礎的法令とみずからの事務にかかわる法令等について、個々の職員が確実に把握しておくことは、法の下に事務を正しく執行するためには当然のことです。内部統制によるチェック機能の強化を進めるとともに、職員の法務知識の習得を徹底して行います。このため、職員研修については、実効性、効果性を重視する方向で研修内容を見直してまいります。

2番目。業務管理及び課内での情報共有の徹底。係単位での業務管理を徹底するため、各係において年次及び月次の業務管理リストの作成を行い、課内の情報共有を徹底します。あわせて業務の見える化を図るため、全ての個々の業務において業務マニュアルの作成を徹底して行います。

3番目としまして、文書管理の徹底。課題となっている公文書の整理及び管理について、内部統制による内部モニタリングの強化を進めるとともに、文書管理にかかわる規定に沿った管理及び保管を組織内において徹底して行います。

4番目、適切な人事異動、引き継ぎ方法の見直し。組織の硬直化による業務の怠慢や不正を防止するためや、新しい視点でものを見られるようにするため、適切な時期による人事異動を行います。あわせて、人事異動の引き継ぎによるトラブルなどを解消するため、引き継ぎ内容や手法の見直しも進めてまいります。

最後に5番目、条例等の見直し。公共下水道受益者負担金の賦課徴収に関する事務の最適化を図るため、条例等の改正を行い、事務処理をこれまで以上に明確にし、適切な事務執行に当

たってまいります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(大橋昭太郎君) ただいま、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について、説明をいただきました。皆さんのほうから意見等何かありませんか。千葉議員。

議長(大橋昭太郎君) 千葉議員。

14番(千葉一男君) この考え方を徹底してもらえれば結構だと思いますけれども、具体的な進め方、それをやるためのどういう組織、あるいはどのように進もうかというのが余りよく見えません。したがって、権利義務の発生、引き継ぎ、人事異動、こういうものについては、やはりうまく確認ができるように、組織で。これをやるために正しくやらないとできないと思いますので、よろしくお願いいたします。それしか言いようない、ということです。よろしくお願いいたします。

議長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)総務課長。

総務課長(佐々木義則君) 今、議員からお話があったとおりですね、具体的には受けて進めています内部統制の取り組みの基本方針を定めて、その中でのチェック機能を高めてですね、今後こういうような事態にならないような形にチェック機能を高めて業務を進めるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

以上で、町長からの説明及び意見を求める事項について終わります。

この後、4のその他に入りますが、ここで暫時休憩いたします。再会は5時25分といたします。

午後5時13分 休憩

---

午後5時20分 再開

議長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

それでは、4のその他に入ります。局長のほうから説明していただきます。

事務局長(吉田 泉君) 今ですね、まず本日全員協議会の間に訂正をさせていただきました実施計画書の正誤ですね、あと先ほどの選定評価の内容ですね、採点のほうということでしたので、そちらのほうをいただいたところです。

まず、最初にお手元の資料となりますが、私のほうから、まず美里町交流の森・交流館のほうですね、こちらの一番表のところに今度4月21日となりますが、リニューアルセレモニーを

行うということで、議員のほうに案内を本日いただいたところであります。それで、産業振興課さんを経由してですね、本日いただいたところでございます。詳しい次第等を後日、あるのかなとは思いますが、内容としては当日テープカット、あと経営に関する説明とあと試食会等も予定しているということで、ぜひ御出席をいただきたいということをいただいております。

それで、当日の準備の関係もあるということで、出欠のほうを事務局のほうにまだちょっと間がありますが、後日参加のほうの出欠を事務局のほうにいただければと思います。

議長（大橋昭太郎君） 試食会というのがあるの。

事務局長（吉田 泉君） はい。試食会というのは、具体的にはちょっとまだ。そういうものも今予定していると。ちょっと詳細はまだあれなんですけど、このように概要ということでいただいているものにはですね、セレモニーの概要としてテープカット、受け入れに関する説明と。それが終了後、試食会を予定しておりますということで。参加者ですね、町長、副町長と議会のほう、町内の団体、事業者さん、住民と町関係者、弊社関係者というような形になっているようでございます。

次に入らせてもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）

お手元のほうに、もう平成31年度も近くなってございましたので、平成31年度の美里町議会の定例会議予定ということで、本日配付をさせていただきました。こちらは議運のほうで内容を御協議いただいて、町長とも協議をさせていただいているところでございます。と申しますのはですね、基本的に第1日目というのは条例の規定に従って決めているところなんですけど、この3月定例会議、こちらがちょっと3月3日の条例、ちょうど火曜日になってしまいますとちょっと連休の関係もございまして、その辺を調整をさせていただきまして、3月4日としているところでございます。

あと、また平成31年度、要するに5月から改元ですね、元号が変わるということがございますので、今の段階では平成31年度美里町議会○ というふうにしてありますが、改元になれば○ 元年度美里町議会定例会議予定表という形になるのかなということです。当然今平成31年度になっているところは○ 元年という形になるのかなとしているところです。あと32年のところは○ 2年という形になるのかなということです。

あと、次にですね、こちらはもう31年度も近くなってございますので、こちらは要するに議長会が主要な大崎広域さんとか、今わかっている主要な行事ですね、あと今お示しした定例会議の予定表の部分で標準的な例年の日程を入れ込んであるものでございます。それで、まだは

っきりしていない、その月に予定しているんだけど、まだ日にちが決まっていないというのが一番下の段ですね。参考、ほかの予定ということでこの下に書いている部分については、まだ。例えば大崎広域議会の例年行っております大崎広域市町議会議員交流会議については、確認したところ11月か12月、どちらかでは行うんですけどもまだ日程は決まっておりませんというような回答でございました。

特に、7月の8日に県議長会とあります。これは例年、議員研修会を予定しているんですが、今回ちょっとこういうふうに70周年記念という冠がついておりまして、内容はいつもと変わらないそうです。

一応、2ページ目がですね、こちら監査の関係になってございます。当然、スケジュールを立てられるときに監査のほうも影響してくるのかなと思いましたので、監査のほう、2ページのほうにつけさせていただきました。

次に入らせていただきます。

例年、この3月のタイミングで議員互助、議会として議員互助に加入していただいているところだと思います。そちらが31年の4月30日でこちらがまずは契約満了になりますので、今10口でお一人1万5,000円ということです。こちらの取り扱いなんですけど、31年度についての取り扱い、どのようにされたらよろしいでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 今のとおりでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）お願いします。

事務局長（吉田 泉君） わかりました。それでは、これまでの手続を経ましてお一人1万5,000円の分についても議員積立のほうからということにさせていただきます。

あとですね、実は議員必携、今お持ちだと思うんですが、第11次改訂新版という、もう新しいものが出ておりまして、そちらを早速新年度予算で購入するものですから、4月早々に購入をさせていただきますして、4月に入ってから委員会が行われたその後に、すぐはないかと思いますが、一応文書箱のほうに置かせてもらうということでもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それで順次登庁された段階で引き渡しということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、31年度で、予算の中で議会のほう入っておりますが、議場備品の移動ですね、移動の関係も委託料金に入っていたかと思うんですが、本来であれば5月1日から改号ということで、4月中に椅子の入れかえができればよろしいんですけども、4月から起案で流れを見ますとやはり4月中というのはかなり厳しいのかなと。一応、4月、5月。5月までの間を一応

めどに進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、明日の連合審査ですね、10時からということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 局長の説明の部分、今までの分で何かございせんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それから、4月4日に局長の歓送迎会を開きたいと思っております。これが友栄で夜6時からということ。皆さん、よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。ぜひ全員参加してください。

それからもう一点ですけれども、ここに大きいやつ、積み立ての旅行の関係なんです、皆さんに配付しております。一応6月17日からの日程、あるいはいっぱいになっていれば13、23日となるんだと思うんですが、このところ、一応17でいいですね。この部分で旅行を企画したいということでございますので、お願ひしたいと思います。

1回閉めますので。済みません。では副議長お願ひします。

副議長（我妻 薫君） 一旦ですね、大分いろいろなのを詰め込んだ全員協議会になりましたけれども、一旦ここで閉めます。

大変御苦労さまでした。

午後5時31分 閉会